

○熊本県県有林素材生産事業委託要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県有林素材生産事業（以下「事業」という。）を委託して実施するにあたり、事業を適正かつ円滑に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(委託事業の範囲)

第2条 事業の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 立木の伐倒、玉切、集材、運材
- (2) 木材市場等における素材販売及び素材売払代金の収納事務
- (3) 森林作業道等の開設及び補修
- (4) 不良木の伐倒整理及び枝葉等の整理
- (5) 上記(1)～(4)の事業と一体的に実施する県有林森林整備事業

(標準仕様書)

第3条 事業に係る標準仕様書は、別に定めるものとする。

(予定計画の作成)

第4条 広域本部長または地域振興局長（以下「本部長等」という。）は、熊本県県有林経営方針及び県有林経営計画等に基づき、必要に応じて現地調査を行い、事業を実施しようとする前年度の8月31日までに県有林素材生産事業予定計画書（以下「予定計画書」という。）（別記様式第1号）を農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

2 本部長等は、予定計画の提出にあたっては、県有林以外の土地の使用が必要な場合は、土地の所有者及び土地に関し権利を有する者から、あらかじめ必要とする土地使用承諾書（別記参考様式第1号）を徴しておくものとする。

3 本部長等は、事業により設置する予定の附帯施設等について、事業期間終了後の施設管理に係る管理方針書を作成するものとする（別添参考様式第2号）。

(事業内容の決定等)

第5条 部長は、前項の予定計画書を審査し、事業を実施しようとする年度の予算が成立した場合は、予算の範囲内で事業量、事業費及びその他必要な事項を決定し、本部長等に通知（別記様式第2号）するものとする。

(委託相手の選定)

第6条 県は、委託をしようとする相手は、次の者から選定するものとする。

- (1) 事業に必要な専門的技術及び資格を有している者
- (2) 事業にかかる県有林の境界、資源配置等の知識を有している者

(委託事業の実施)

第7条 県は、委託しようとする者に対し、設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書」という。）

を閲覧に付し、必要がある場合は、現場説明を行うものとする。

2 随意契約により事業を実施する場合は、次の書類を委託しようとする者から県に提出させるものとする。

- (1) 見積書（別記様式第3号の1）
- (2) 見積明細書（別記様式第3号の2）
- (3) 再委託予定先一覧表（別記様式第3号の3）
- (4) 受託申込書（別記様式第3号の4）
- (5) 事業能力調書（別記様式第3号の5）

3 県は、前項の規定により提出された見積書等を審査のうえ適当と認めるときは、委託料を決定し、県有林素材生産事業業務委託契約書（別記様式第4号）により契約を締結するものとする。

（市場の選定）

第8条 県は、県有林素材販売を行う市場を、地理的条件及び市況等を考慮して決定するものとする。

（市売結果報告）

第9条 県は、受託者が木材市場等に市売りを行った場合は、10日以内に木材市場等から市売結果報告書（別記第5号様式）を提出させるものとする。

（市売り代金の納入）

第10条 県は、受託者が収納した市売り代金（落札額＋消費税額－市場手数料額）については、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第29条第1項の規定により速やかに、指定金融機関等に納入させるものとする。

（事業期間）

第11条 事業期間は、次に掲げる期間を標準として決定するものとする。

数量（立木材積）	間 伐
100m ³ 未満	4ヶ月
100～ 500 "	5 "
500～ 1,000 "	7 "
1,000～ 1,500 "	8 "
1,500～ 2,000 "	9 "
2,000m ³ 以上	10 "

（検査）

第12条 県は、受託者から業務完了通知書又は業務指定部分（一部）完了通知（確認請求）書（以下「業務完了通知書等」という。）の提出があったときは、出来形管理、品質管理、その他実施状況に関する各種の記録と契約書、設計図書を対比し、別表の県有林素材生産事業検査基準により実施するものとする。

なお、現地検査については、業務完了通知書等の提出前に検査ができるものとする。

(附則)

第 13 条 この要領は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、昭和 53 年 6 月 19 日から施行する。

(附則)

この要領は、昭和 54 年 5 月 31 日から施行する。

(附則)

この要領は、昭和 61 年 6 月 25 日から施行する。

(附則)

この要領は、昭和 61 年 8 月 21 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 5 年 7 月 22 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 17 年 11 月 8 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 26 年 7 月 8 日から施行する。

平成 年度 県有林素材生産事業予定計画書

振興局名	事業箇所											予定計画				その他				
	市町村	団地名	林班	小班	林分	枝番	補記	林分面積 (ha)	植栽年度	林齢	樹種	作業種	実施面積 (ha)	作業道等開設 (m)	作業道等補修 (m)	制限林	前回施業履歴	森林経営計画等への計画記載の有無	契約期限	備考
宇城	美里町	洞岳	182	1	1	1	1	5.00	1970	45	スギ	利用間伐 (列状)	5.00	1,050.00	300.00	保安林	H15保育間伐	H15保育間伐	2029	
			182	1	1	1	2	5.00	1970	45	ヒノキ	利用間伐 (列状)	5.00			保安林	H15保育間伐	H15保育間伐	2029	
			182	1	1	2		5.00	1975	40	ヒノキ	利用間伐 (列状)	2.50			保安林	H15保育間伐	H15除伐	2029	
			182	1	1	2		5.00	1975	40	ヒノキ	保育間伐 (定性)	2.50			保安林・国定3特	H15保育間伐	H15除伐	2029	
			182	1	1	4		5.00	1978	37	スギ	利用間伐 (列状)	5.00			保安林・国定3特	H15保育間伐	H15除伐	2029	
		団地 計					25.00					20.00	1,050	300						
		団地 計					0.00					0.00	0	0						
	市町村 計						25.00					20.00	1,050	300						
		団地 計					0.00					0.00	0	0						
	市町村 計						0.00					0.00	0	0						
局 計	局 計						25.00					20.00	1,050	300						

注)

- 1 「植栽年度」は、西暦で記入すること。
- 2 「林齢」は、事業を実施予定年度時点の林齢を記入すること。
- 3 「作業種」は、利用間伐 (列状・定性) 及び利用間伐と一体的に行う施業 (除伐等) を記入すること。
- 4 「実施面積」は、林分内の崩壊地や雑木などが判明している場合は、それらを除いた面積を実施面積として記入し、施業図にもそれを図示すること。
- 5 「前回施業履歴」には、H18枝打ち、H23除伐等と記入する。
- 6 「制限林」は、保安林、国定3特などを記入する。
- 7 「契約期限」には、分収林の場合記入すること。
- 8 「備考」には、その他特記事項を記入すること。
- 9 県有林施業図(1/5000~1/10000)に次のとおり計画区域、計画線形等を着色し添付すること。
「利用間伐 (列状) : 水色」「利用間伐 (定性) : 桃色」「その他の作業 : 黄色」「作業道開設計画 : 赤色」「既設作業道補修計画 : 緑色」「既設作業道等 : 茶色」
- 10 林内状況写真及び作業道等要補修箇所写真等を添付すること。

別記様式第2号

森整第 号
年 月 日

広域本部長（地域振興局長）様

農林水産部長

平成 年度県有林素材生産事業の決定通知書

平成 年度県有林素材生産事業については、下記1のとおり決定しましたので、県有林素材生産事業実施要領第5条の規定に基づき通知します。

なお、事業の実施については、ご協力をお願いします。

記

1 決定内容一覧

計画番号	市町村名	団地名	林班	作業種	事業量	事業費(円)	備考
計							

見 積 書

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

委託業務番号 第 号

委託業務名

履行場所

熊本県競争契約入札心得その他関係規定を承諾のうえ見積します。

年 月 日

住 所

商号又は

名 称

代表者名

印

熊本県知事 様

(備考)

- 1 見積金額の有効数字直前に¥を付すこと。
- 2 見積については、それぞれ不要の文字を抹消すること。
- 3 見積金額は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

見 積 明 細 書

番号	団地名	作業種	直接事業費 円	諸経費								極積料 円	計 円	消費税 及び地方消費税 相当額 円	合計 円		
				社会保険等		共通仮設費		現場管理費		委託事務費						諸経費 計 円	
				%	円	%	円	%	円	%	円						
1		森林作業道開設等以外			0		0		0		0		0		0		0
		森林作業道開設等			0		0		0	-	-		0	-	0		0
		計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0
2		森林作業道開設等以外			0		0		0		0		0		0		0
		森林作業道開設等			0		0		0	-	-		0	-	0		0
		計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0
3		森林作業道開設等以外			0		0		0		0		0		0		0
		森林作業道開設等			0		0		0	-	-		0	-	0		0
		計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0
4		森林作業道開設等以外			0		0		0		0		0		0		0
		森林作業道開設等			0		0		0	-	-		0	-	0		0
		計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0
5		森林作業道開設等以外			0		0		0		0		0		0		0
		森林作業道開設等			0		0		0	-	-		0	-	0		0
		計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0
6		森林作業道開設等以外			0		0		0		0		0		0		0
		森林作業道開設等			0		0		0	-	-		0	-	0		0
		計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0
7		森林作業道開設等以外			0		0		0		0		0		0		0
		森林作業道開設等			0		0		0	-	-		0	-	0		0
		計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0
8		森林作業道開設等以外			0		0		0		0		0		0		0
		森林作業道開設等			0		0		0	-	-		0	-	0		0
		計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0
9		森林作業道開設等以外			0		0		0		0		0		0		0
		森林作業道開設等			0		0		0	-	-		0	-	0		0
		計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0
10		森林作業道開設等以外			0		0		0		0		0		0		0
		森林作業道開設等			0		0		0	-	-		0	-	0		0
		計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0
計		森林作業道開設等以外	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0
		森林作業道開設等	0	-	0	-	0	-	0	-	-	0	-	0	0	0	0
		計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0

再委託予定先一覧表

商号又は名称

氏名 (再委託先名)	住所	雇用形態	社会保険等の加入状況						備考
			労災保険	雇用保険	健康保険	日雇特別	年金制度	退職金制度	
(1 記入例) ◇◇◇◇◇	◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇	通年雇用	木材伐出業75日 その他林業100日	○	○	×	農林年金	林退協	
◎◎◎◎	◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎	期間雇用	その他林業	○	○	○	×	林退協	

注)
 1 労災保険については、加入の場合、適用事業の種類（その他林業、木材伐出業、……等）について記入すること。
 2 雇用保険、健康保険については加入の場合○印を記入すること。
 3 年金制度、退職金制度については加入している場合、種類について記載すること。

別記様式第3号の4

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

平成 年度県有林素材生産事業受託申込書

標記事業について、委託を受けたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

事業能力調書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(再委託の場合は、再委託先ごとに作成する。)

1 資格等の取得者の状況

(1) 職員について

資格名	人 数	資格名	人 数
グリーンマイスター		施業プランナー	
グリーンワーカー			
林業普及指導員			
林業技士			
技術士			
技術士補			

(注) 上記以外の資格を有している場合は、当該資格名を記載する。

(2) 森林作業員について

特別教育受講状況	人 数
チェーンソー	
刈払機	
大径木	
その他 ()	

(注)

- ・「チェーンソー」については安全衛生規則第36条8号の2による特別教育修了者である。
- ・「刈払機」については平成12年2月16日基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」の通達による特別教育修了者である。
- ・「大径木」については安全衛生規則第36条8号による特別教育修了者である。

2 労務管理等の状況

(該当する記号を○で囲み、かつ必要事項を記載する。)

(1) 就業規則及び労働時間等

就業規則の制定状況

- ・労働基準監督署への届出義務がある事業体
 - ア 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ている。
 - イ 就業規則を作成しているが、労働基準監督署に届け出していない。
 - ウ 就業規則を作成していない。

- ・労働基準監督署への届出義務がない事業体
 - ア 就業規則を作成している。
 - イ 就業規則を作成していない。

(2) 労働災害の防止

(過去2年間に労災の適用を受けた死亡者及び休業4日以上を負傷者を記載する。)

氏名	負傷(死亡)年月日	負傷(死亡)原因	休業日数

(3) 定期健康診断等の実施

(過去2年間の振動障害予防対策に係る特殊健康診断等の実施状況を記載する。)

年度	種類	受診者数
前々年度 (平成 年度)	定期健康診断	
	白ろう病検診	
前年度 (平成 年度)	定期健康診断	
	白ろう病検診	

(4) 認定事業体

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善と事業の合理化についての計画を策定し、知事の認定を受けた認定年月日を記載する。

認定年月日	
-------	--

3 林業機械保有台数

機 種	台 数	機 種	台 数	機 種	台 数	機 種	台 数
チェーンソー		トラクタ		ハーベスタ		トラック	
刈 払 機		集 材 機		フェラーバンチャ		測量コンパス	
動力枝打機		プロセッサ		スキッダ			
自走式搬器		フォワーダ		スイングヤーダ			
林内作業車		タワーヤーダ		グラップル			

(注) 事業体が保有している機械の台数を記載する。

なお、上記機種以外の機種を保有している場合は、当該機種名と台数を記載する。

県有林素材生産事業業務委託契約書

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 履行期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

5 業務委託料

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____)

6 契約保証金

上記の業務について、委託者 熊本県 と受託者 とは、
それぞれの対等な立場における合意に基づいて、次の条件により契約を締結する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 熊本県
代表者 熊本県知事

印

受託者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

条 件

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第6条 受託者は、成果物（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第7条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第10条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第11条 受託者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(業務用地の確保)

第12条 委託者は、設計図書において委託者が提供すべきものと定められた業務の遂行上必要な用地（以下「業務用地等」という。）を、受託者が業務の遂行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受託者は、確保された業務用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第13条 地元関係者との交渉等は、委託者が行うものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、委託者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第14条 受託者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、委託者がその承諾を得るものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第15条 委託者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受託者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結

果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 受託者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第17条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第18条 受託者は、業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第19条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第20条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下「設計図書等」という。)の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第21条 第三者の所有する土地への立ち入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受託者の責めに帰すことができないものに

より作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受託者の提案)

第22条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第23条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第24条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第25条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日(第23条の場合にあっては、委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受託者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第26条 業務委託料の変更については、次の方法により算出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

業務委託料=変更設計業務委託料×原業務委託料/原設計業務委託料

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第27条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可効力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下この条及び第47条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損

害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第31条 委託者は、第8条、第18条から第22条まで、第24条、第27条、第28条、第30条、第34条又は第39条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の完了後速やかにその結果を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第33条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第34条 委託者は、第32条第3項若しくは第4項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受託者は、業務の実行上必要があると認めるときは、業務委託料の10分の4以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

(前払金の使用等)

第36条 受託者は、前払金を材料費、労務費、外注費、機械器具の貸借料、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃及び修繕費以外の支払に充当してはならない。

(部分引渡し)

第37条 成果物について、委託者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第33条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第二号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が前2項において準用する第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

(第三者による代理受領)

第38条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第37条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第39条 受託者は、委託者が第35条又は第37-8条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第40条 委託者は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第32条第3項又は第4項(第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 委託者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第41条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第37条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額とする。

3 委託者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第37条において準用する場合を含む。)

の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(委託者の解除権)

第42条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者又は設計図書に定められた場合において照査技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による委託者の解除権)

第42条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該排除措置命令又は審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。
- (3) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(その他の委託者の解除権)

第43条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第42条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第44条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除の効果)

第45条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分(第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第46条 この契約が解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受託者は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金の額(第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第42条又は第42条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

3 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分(第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第7条第3項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第42条によるときは受託者が負担し、第43条又は第44条によるときは委託者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受託者が負担する。

6 第4項の場合について、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条又は第42条の2によるときは委託者が定め、第43条又は第44条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償の予約）

第47条 受託者は、第42条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第42条の2第1項第4号のうち、受託者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

第48条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年2.9パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺できることとし、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年2.9パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（保険）

第49条 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

（報告及び調査）

第50条 委託者は、この契約の期間中及び期間の終了後において必要と認める場合は、受託者に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 受託者は、委託者が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

（市売の実施）

第51条 受託者は、素材の市売りを委託者の指定する市場に出荷して当該市場で定めた市売日に行うものとし、当該素材の販売行為を当該市場の販売規定に基づき行うものとする。

（市売結果報告）

第52条 受託者は、市売りを行った場合は、10日以内に県有林市売結果報告書に販売の成立を証するに足りる書類を添付して委託者に提出しなければならない。

（市売り代金の納入及び報告）

第53条 受託者は、前条の県有林市売結果報告書を提出後、収納した市売り代金（落札額＋消費税額－市場手数料額）については、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第29条第1項の規定により所定の払込書により速やかに、委託者の指定金融機関等に払込みのうえ、遅滞なく同条第2項の委託収納計算書により委託者に報告するものとする。

（契約外の事項）

第54条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

熊本県知事

様

受託者

印

平成 年度県有林市売結果報告書

下記のとおり、市売りしましたので報告します。

記

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務名
- 3 市売結果

単位：円

団地名		下梶原			市場名			
市売回数	市売日	売払代金			市場手数料			売払い代金－市場手数料
		売り上げ	消費税及び地方消費税	計	手数料	消費税及び地方消費税	計	
1	H26.4.1	10,000,640	800,051	10,800,691	600,038	48,003	648,041	10,152,650
2			0	0		0	0	0
3			0	0		0	0	0
4			0	0		0	0	0
5			0	0		0	0	0
6			0	0		0	0	0
7			0	0		0	0	0
8			0	0		0	0	0
9			0	0		0	0	0
10			0	0		0	0	0
11			0	0		0	0	0
12			0	0		0	0	0
13			0	0		0	0	0
14			0	0		0	0	0
15			0	0		0	0	0
累計		10,000,640	800,051	10,800,691	600,038	48,003	648,041	10,152,650

注)

- 1 報告書は、市売日、団地、市場毎に報告すること。
- 2 市売結果は、別紙「市売結果一覧表」を集計し記載することとし、集計結果を累計すること。
- 3 販売の成立を証するに足る書類を添付すること。

別記様式第5号の2
別紙「市売結果一覧表」

No	市売日	再委託先	団地名	市場名	樹種	形状等	長さ(m)	径級(cm)	本数	材積(m3)	単価(円)	金額(円)
1	H26.4.1	五木村	下梶原		ヒノキ	曲り	4.0	28	2031	500.032	20,000	10,000,640
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
計	計											10,000,640

注)

- 1 市場に極積みされた極毎の市売結果を記載すること。
- 2 「形状等」は、「直」「曲り」「キズ」等を記載すること。

別表 県有林素材生産事業検査基準

作業種等	検査項目	規格値	検測率	確認方法
面積	面積	±0.005ha 未滿	書類検査又は現地検査による。	管理資料により施工状況を確認し、現地検査により設計図書に示された面積や区域と異なる場合には測量野帳、周囲測量管理表、閉合誤差修正前の図面及び修正後の図面等を確認する。
間伐	選木状況 伐採率	±5%以内	書類検査及び現地検査による。 2ha あたり 1 箇所以上検査する。 2ha 未滿は書類検査に代えることができる。 管理地以外の箇所を適宜検査する。	管理資料により施工状況を確認し、現地検査では標準地（10m×10m 以上）を任意に設定し、伐採率（伐採本数／伐採前の立木本数）を確認する。列状間伐においては、列及び列間の幅を測定し、伐採率（伐採／伐採前の幅）を測定する。林地残材の状況も適切かどうか確認する。
森林作業道	測点間 延長	設計値以上	書類検査又は現地検査による。 施工延長 300m につき 1 箇所以上、300m 未滿のものは 1 箇所以上確認する。	管理資料により施工状況等を確認し、現地検査により検査項目を検測する。 材料を使用する場合は、資材の品質証明の確認、施工状況を確認し、現地検査により規格を確認する。
	幅員	設計値以上		
	法勾配	設計値以上		
敷砂利工	測点間 延長	設計値以上		
	幅	設計値以上		
	厚さ	設計値以上		
コンクリート路面工	測点間 延長	設計値以上		
	幅	設計値以上		
	厚さ	設計値以上		
再委託書類	契約書等		業務の一部を再委託した場合はすべて	契約書等により、一括再委託でないことを確認する。
社会保険料等	加入関係書類	確認のみ	必須	管理資料により労災保険、健康保険、雇用保険、年金、退職金共済等への加入状況を確認する。
その他	検査員が必要と認めたもの		書類検査及び現地検査による。 現地検査の箇所数は、適宜とする。	管理資料及び現地検査により確認する。

注) 本基準に定めのない作業種等については、県有林森林整備事業検査基準によるものとする。

土 地 使 用 承 諾 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

土地所有者 住所
氏名 印

(地上権者等) 住所
(権利名) 氏名 印

県有林素材生産事業施行のため次の土地を下記により使用されることを承諾します。

郡市	町村	大字	字	地番	台帳面積	実測又は見込面積	施行面積	所有者名 (地上権者名)

記

- 1 県有林素材生産事業の実施及び工作物の設置に関する土地の使用を承諾します。
- 2 使用料は、無償とします。
- 3 事業の実施行為並びに事業完了後の施設の維持管理行為について拒んだり、妨げとなるような行為はしません。
- 4 事業実施に必要な土地の形質の変更、工作物の設置上支障となる立木竹の伐採等については、事前に協議に応じます。
- 5 事業により発生した根株、伐採木、及び枝条について、事業現場内における林地還元として利用されることについては、同意します。
- 6 所有権、地上権、その他土地に付随する権利を売却又は譲渡する場合は、前各号を買受人又は譲渡人に承諾させます。
- 7 (木材を搬出する場合の例) 県有林外の立木については、〇〇が伐採し、市場等に搬出を行うものとします。
- 8 (木材を搬出しない場合の例) 県有林外の立木については、〇〇が伐採し、林内に集積するものとする。

県有林〇〇事業に伴う付帯施設等に係る管理方針書

(県が管理する場合の例)

熊本県（以下「県」という。）が設置した〇〇〇〇の管理方針書は、次のとおりとする。

第1 県が、平成〇〇年度県有林素材生産事業、〇〇市（郡）〇〇町（村）〇〇団地及び隣接民有林内において施工した〇〇〇〇（別添図面L=〇〇m、W=〇〇m）の管理については、県がこれを行う。

また、県は県有林経営において適切な施設管理を行うものとする。

第2 今後、県が県有林の維持管理のため第1の〇〇〇〇を使用する場合は、土地使用承諾書により無償でこれを使用できる。

第3 気象災害等による被災については、県で復旧する。また、県の使用により破損を生じた場合については、県が補修するものとする。

第4 第1の〇〇〇〇に対する災害を未然に防止するため、梅雨前等には横断溝の土砂排除等の管理を十分に行うものとする。